

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成7年6月9日
規則第44号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則を次のように定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理施設の許可証)

第2条 知事は、法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証(別記第1号様式)を交付するものとする。

(平20規則17・追加)

(一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請)

第3条 法第8条第2項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書(別記第2号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(一般廃棄物処理施設の使用前の検査の申請)

第4条 省令第4条の4第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(別記第3号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(一般廃棄物処理施設の定期検査の申請)

第4条の2 省令第4条の4の2の申請書は、一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記第3号様式の2)によるものとする。

(平23規則17・追加)

(一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知)

第4条の3 省令第4条の4の4の検査の結果を通知する書面は、定期検査結果通知書(別記第3号様式の3)によるものとする。

(平23規則17・追加)

(特定一般廃棄物最終処分場の報告)

第5条 省令第4条の17の報告書は、特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(別記第4号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請)

第6条 省令第5条の3第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設変更許可申請書(別記第5号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(一般廃棄物処理施設の軽微な変更等の届出)

第7条 省令第5条の4の2第1項及び第5条の9の2第1項(省令第5条の10の12において準用する場合を含む。)の届出書は、一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(別記第6号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加、平28規則73・一部改正)

(一般廃棄物の最終処分場に係る埋立処分終了の届出)

第8条 省令第5条の5第1項及び第5条の10第1項の届出書は、一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(別記第7号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の申請)

第9条 省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4第1項において準用する場合を含む。)及び第5条の10の2第1項の申請書は、一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(別記第8号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加、平23規則17・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の設置許可に関する欠格要件に係る届出)

第10条 省令第5条の5の3及び第5条の5の3の2第2項の届出書は、一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書(別記第9号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加、令元規則59・一部改正)

(熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請)

第10条の2 省令第5条の5の5第1項の申請書は、熱回収施設設置者認定申請書(別記第9号様式の2)によるものとする。

(平23規則17・追加)

(熱回収施設の認定証)

第10条の3 知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証(別記第9号様式の3)を交付するものとする。

(平23規則17・追加)

(認定熱回収施設設置者に係る休業等届出)

第10条の4 省令第5条の5の10第1項の届出書は、熱回収施設休業等届出書(別記第9号様式の4)によるものとする。

(平23規則17・追加)

(認定熱回収施設設置者に係る熱回収の報告)

第10条の5 省令第5条の5の11第1項の報告書は、熱回収報告書(別記第9号様式の5)によるものとする。

(平23規則17・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第11条 法第9条の3第1項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書(別記第10号様式)により行うものとする。

(平20規則17・追加)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第12条 省令第5条の8第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設変更届出書(別記第11号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出)

第12条の2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(別記第11号様式の2)により行うものとする。

(平28規則73・追加)

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出)

第12条の3 法第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書(別記第11号様式の3)により行うものとする。

(平28規則73・追加)

(一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請)

第13条 省令第5条の11第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書(別記第12号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(合併又は分割の認可の申請)

第14条 省令第5条の12第1項の申請書は、一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書(別記第13号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(相続の届出)

第15条 省令第6条第1項の届出書は、一般廃棄物処理施設設置者相続届出書(別記第14号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加)

(再生利用個別指定業の指定の申請)

第16条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号に規定する知事の指定(以下「再生利用個別指定業の指定」という。)を受けようとする者は、知事に対し再生利用個別指定業指定申請書(別記第15号様式)による指定の申請を行わなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(別記第16号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

(平20規則17・旧第2条繰下・一部改正)

(再生利用個別指定業の指定の変更申請)

第17条 再生利用個別指定業の指定を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。)は、当該指定に係る事業の範囲を変更しようとするときは、知事に対し再生利用個別指定業変更指定申請書(別記第17号様式)による指定の変更の申請を行わなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する事業の範囲の変更の指定について準用する。

(平20規則17・旧第3条繰下・一部改正)

(再生利用個別指定業に係る変更等の届出)

第18条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定業に係る次の事項を変更したときは、再生利用個別指定業変更届出書(別記第18号様式)により知事に届け出なければならない。

(1) 住所

(2) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 事務所及び事業場の所在地

(4) 再生利用の目的

(5) 再生利用の方法

(6) 取引関係

2 知事は、前項の規定による届出により指定証の書換えを必要とする場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

3 再生利用個別指定業者は、その指定に係る事業の範囲の全部又は一部を廃止するときは、再生利用個別指定業廃止届出書(別記第19号様式)に指定証を添えて届け出なければならない。

4 知事は前項の届出が事業の一部の廃止である場合は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(平20規則17・旧第4条繰下・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置の届出)

第19条 省令第12条の7の17第2項の届出書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置届出書(別記第20号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加、平23規則17・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置の届出受理)

第20条 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置届出受理書(別記第21号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加、平23規則17・一部改正)

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置変更(廃止)の届出)

第21条 省令第12条の7の17第5項の規定による届出は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置変更(廃止)届出書(別記第22号様式)によるものとする。

(平20規則17・追加、平23規則17・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録の申請)

第22条 政令第17条第1項の申請は、廃棄物再生事業者登録申請書(別記第23号様式)によるものとする。

(平17規則70・一部改正、平20規則17・旧第5条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者の登録)

第23条 政令第19条の登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(別記第24号様式。以下「登録証明書」という。)によるものとする。

(平20規則17・旧第6条繰下・一部改正)

(廃棄物再生事業者の変更の届出)

第24条 政令第20条の規定による変更の届出は、廃棄物再生事業者登録事項変更届出書(別記第25号様式)によるものとする。

2 知事は、前項の変更の届出により登録証明書の書換えを必要とする場合は、登録証明書を書き換えて交付するものとする。

(平17規則70・一部改正、平20規則17・旧第7条繰下・一部改正、平31規則32・一部改正)

(廃棄物再生事業者の事業場の廃止等の届出)

第25条 政令第21条の規定による事業場の廃止若しくは休止又は休止した事業場の再開の届出は、廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止、再開)届出書(別記第26号様式)によるものとする。

2 前項の届出書には、事業場の廃止にあっては、登録証明書を添付するものとする。

(平17規則70・一部改正、平20規則17・旧第8条繰下・一部改正)

(準用)

第26条 第18条第2項及び第4項の規定は、法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項並びに法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出について準用する。この場合において、第18条第2項及び第4項中「前項の」とあるのは「法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項並びに法第9条第3項(法第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)」の」と、「指定証」とあるのは「許可証」と読み替えるものとする。

2 第18条第2項及び第4項の規定は、政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)の規定による届出について準用する。この場合において、第18条第2項及び第4項中「前項の」とあるのは「政令第5条の5(政令第7条の4において準用する場合を含む。)」の」と、「指定証」とあるのは「認定証」と読み替えるものとする。

(平23規則17・全改)

(許可証等の再交付及び返納)

第27条 一般廃棄物処理施設の設置者、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者、産業廃棄物処理施設の設置者、再生利用指定業者、登録廃棄物再生事業者又は熱回収施設の設置者(以下「処理業者等」という。)が許可証、指定証、登録証明書又は認定証(以下「許可証等」という。)を毀損し、汚損し、又は亡失したときは、許可証・指定証・登録証明書・認定証再交付申請書(別記第27号様式)に、毀損し、又は汚損した許可証等を添付して知事にその再交付を申請することができる。

2 処理業者等は、許可証等の再交付を受けた後、亡失した許可証等を発見したときは、直ちに知事にこれを返納しなければならない。

3 処理業者等は、許可若しくは登録を取り消されたとき、有効期限の満了により許可の効力を失ったとき又は事業の範囲の変更の許可若しくは指定を受けたときは、失効した許可証等を直ちに知事に返納しなければならない。

(平20規則17・旧第10条繰下・一部改正、平23規則17・一部改正)

(書類の提出部数及び経由機関)

第28条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の提出部数及び経由機関は、別表に掲げるとおりとする。ただし、産業廃棄物処理計画書、産業廃棄物処理計画実施状況報告書、特別管理産業廃棄物処理計画書、特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書及び産業廃棄物管理票交付等状況報告書に記載する事項を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により作成した場合には、電子情報処理組織を使用して提出することができる。

(平20規則17・旧第11条繰下・一部改正、平23規則17・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の廃止)

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和53年和歌山県規則第4号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の日前に旧規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、この規則中これらに相当する規定がある場合には、この規則の規定によりしたものとみなす。

附 則(平成17年5月6日規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日規則第17号)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成23年3月22日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成24年7月6日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第15号様式、別記第17号様式及び別記第23号様式の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成25年9月20日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成28年12月9日規則第73号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成31年4月2日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の別記第11号様式の2(第3面)及び(第4面)の様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(令和元年10月4日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第59号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(令和3年3月31日規則第143号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

別表(第28条関係)

(平23規則17・全改、平28規則73・一部改正)

提出書類	提出部数	経由機関
一般廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	2	

一般廃棄物処理施設定期検査申請書	2	
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書	2	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2	
一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書	2	
熱回収施設設置者認定申請書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収施設休廃止等届出書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収報告書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
一般廃棄物処理施設設置届出書	2	
一般廃棄物処理施設変更届出書	2	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	2	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書	2	
一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者相続届出書	2	
産業廃棄物事業場外保管届出書	2	保管の場所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物事業場外保管変更届出書	2	
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	2	
産業廃棄物処理計画書	2 (経由しない場合は1)	県内(和歌山市を除く。以下同じ。)に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処理計画実施状況報告書	2 (経由しない場合は1)	
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書	2	保管の場所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書	2	
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	2	
特別管理産業廃棄物処理計画書	2 (経由しない場合は2)	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書	2 (経由しない場合は1)	
産業廃棄物管理票交付等状況報告書	3 (経由しない場合は2)	当該事業場の所在地を管轄する保健所長
措置内容等報告書	2	
再生利用個別指定業指定申請書	2 (経由しない場合は1)	(再生輸送業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
再生利用個別指定業変更指定申請書	2 (経由しない場合は1)	
再生利用個別指定業変更届出書	2 (経由しない場合は1)	(再生活用業) 当該業に係る事業場の所在地を管轄する保健所長
再生利用個別指定業廃止届出書	2 (経由しない場合は1)	
産業廃棄物収集運搬業許可申請書	2 (経由しない場合は1)	県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長
産業廃棄物処分業許可申請書	2	当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	2 (経由しない場合は1)	(収集運搬業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長	
産業廃棄物処理業廃止、変更届出書	2 (経由しない場合は1)	(処分業) 当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長	
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	2 (経由しない場合は1)	県内に主たる事務所がある場合には、その事務所の所在地を管轄する保健所長	
特別管理産業廃棄物処分業許可申請書	2	当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長	
特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	2 (経由しない場合は1)	(収集運搬業) 県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長	
特別管理産業廃棄物処理業廃止、変更届出書	2 (経由しない場合は1)	(処分業) 当該業に係る処理施設の所在地を管轄する保健所長	
産業廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長	
産業廃棄物処理施設使用前検査申請書	2		
産業廃棄物処理施設定期検査申請書	2		
特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書	2		
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置届出書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長	
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置変更(廃止)届出書	2		
産業廃棄物処理施設変更許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長	
産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2		
産業廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2		
産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2		
産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	2		
熱回収施設設置者認定申請書 (産業廃棄物処理施設に係るもの)	2		
熱回収施設休廃止等届出書 (産業廃棄物処理施設に係るもの)	2		
熱回収報告書 (産業廃棄物処理施設に係るもの)	2		
合併・分割認可申請書	2		
相続届出書	2		
土地の形質の変更届出書	2		当該指定区域を管轄する保健所長
廃棄物再生事業者登録申請書	2 (経由しない場合は1)		県内に事業場がある場合は、その事業場の所在地を管轄する保健所長
廃棄物再生事業者登録事項変更届出書	2 (経由しない場合は1)		
廃棄物再生事業者登録事業場廃止(休止、再開)届出書	2 (経由しない場合は1)		

優良基準適合確認申請書

2
(経由しない場合は1)

県内に主たる事務所がある場合は、その事務所の所在地を管轄する保健所長

許可証・指定証・登録証明書・認定証再交付申請書

再交付を受けようとする証又は証明書に係る提出書類の項に準ずる。

[別記第1号様式\(第2条関係\)](#)

(平20規則17・全改、令元規則48・一部改正)

別記第1号様式(第2条関係)

一般廃棄物処理施設設置(変更)許可証			
年 月 日			
住 所			
氏 名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項(第9条第1項)の規定により、設置(変更)の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。			
和歌山県知事			印
許可の年月日	年 月 日	許可番号	第 号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、当該施設の設置場所を管轄する保健所に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本産業規格 A列4番)

[別記第2号様式\(第3条関係\)](#)

(令3規則143・全改)

(第1面)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書	
和歌山県知事	年 月 日
様	申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※許 可 の 年 月 日	年 月 日
※許 可 番 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ ()時間 $t/日$ ()時間 $m^3/時間$ $t/時間$
面積 埋立容量	m^2 m^3
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	量	

計画に係る事項	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本	籍
			住	所

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	本	
		住	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 7 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 8 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

別記第3号様式(第4条関係)

<p>一般廃棄物処理施設使用前検査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定により、一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。</p>	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 工 の 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
受 付 欄	
<p>添付書類</p> <p>1 当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>2 その他参考となる書類又は図面</p>	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第3号様式の2\(第4条の2関係\)](#)
(令3規則143・全改)

別記第3号様式の2(第4条の2関係)

<p>一般廃棄物処理施設定期検査申請書</p> <p>年 月 日</p>	
<p>和歌山県知事 様</p> <p>申請者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。</p>	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物の処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務連絡欄	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第3号様式の3\(第4条の3関係\)](#)

(平23規則17・追加、令元規則48・一部改正)

別記第3号様式の3(第4条の3関係)

定期検査結果通知書	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
和歌山県知事 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第4号様式\(第5条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

別記第4号様式(第5条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書(年度)	
年 月 日	
和歌山県知事 様	
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 の 場 所	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了予定年月日	年 月 日
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	年 月 日
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
備考 1 放流の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとされた同令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。 2 この報告書は、毎年度10月31日までに提出すること。	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第5号様式\(第6条関係\)](#)
 (令3規則143・全改)

(第1面)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書			
和歌山県知事		様	
		申請者	
		住所	
		氏名	
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>			
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変更の理由			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可年月日		年 月 日	
※許可番号			
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)	氏 名	生年月日	本 籍
			住 所
(法人である場合)			
(ふりがな)			

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍 住 所
	保有する株式の数 又は出資の金額 割合			
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日			

政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 住 所
氏名	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 9 知事が定める部数を提出すること。

(第4面)

※手数料欄

(表)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書		
和歌山県知事	年 月 日	
様		
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号	許可・届出 年 月 日 第 号	
変更の内容	△軽微な変更	
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更	
	△省令第5条の4(第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)	
	省令第5条の4第6号(省令第5条の10の11において準用する場合を含む。)に掲げる事項	
	(変更内容が法人に係るものである場合)※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更	
	(ふりがな) 名 称	住 所
	(変更内容が個人に係るものである場合)※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更	
	(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 本 籍 所 役職名・呼称 住 所

(日本産業規格 A列4番)

(裏)

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※事 務 外 理 關	

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書 年 月 日 和歌山県知事 様 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項(同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。)の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設 置 場 所	
許可年月日及び許可番号又は届出年月日及び届出番号	許可・届出 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立の深さ 覆土の厚さ m ² m m
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

(裏)

埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日

埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量(m ³)	性 状
添付書類及び図面	1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該最終処分場の周辺の地図 3 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類		
備考	1 ※の欄は記入しないこと。 2 埋立終了から30日以内に届け出ること。 3 都道府県知事が定める部数を提出すること。		

[別記第8号様式\(第9条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書		
年 月 日		
和歌山県知事 様		
申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条第5項(同法第9条の3第11項において準用する場合を 含む。)の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面 を添えて申請します。		
最終処分場の名称		
設置の場所		
許可年月日及び許可番号又は届出 年月日及び届出番号	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類(当 該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄 物が含まれる場合は、その旨を含 む。)及び数量	種 類	数 量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	m ²	m
埋立処分の方法		
埋立処分開始年月日	年 月 日	
埋立処分終了年月日	年 月 日	

(日本産業規格 A列4番)

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の 内容	
火災の発生の防止に関する措置の 内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防 止に関する措置の内容	

地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※ 事務処理欄	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> 1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 2 当該最終処分場の周辺の地図 3 地下水等の水質検査の結果を記載した書面 4 保有水等の水質検査の結果(2年以上)を記載した書面 5 その他参考となる書類又は図面
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 4 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 5 都道府県知事が定める部数を提出すること。

[別記第9号様式\(第10条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書

和歌山県知事

様

年 月 日

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

欠格要件に該当するに至つたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条 第6項 第7項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至つた欠格要件(法第7条第5項第4号ロからトまで又はリからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のうち該当するに至つたもの)及び該当するに至つた具体的事由(法第9条第6項の規定による届出をする場合に限る。)	
当該欠格要件に該当するに至つた年月日(法第9条第6項の規定による届出をする場合に限る。)	
備考	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項の規定による届出は、欠格要件に該当するに至つた日から2週間以内に行ふこと。</p> <p>2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第7項の規定による届出は、欠格要件に該当するに至つた後、遅滞なく行ふこと。</p>

(日本産業規格 A列4番)

(表)

熱回収施設設置者認定申請書	
年 月 日	
和歌山県知事	様
	申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画
	△設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可の年 月 日	年 月 日 第 号
及び許可番号	
※認定の年 月 日	年 月 日
※認定番号	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

(裏)

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

- 5 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
- 6 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 7 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 8 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 9 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

[別記第9号様式の3\(第10条の3関係\)](#)

(平23規則17・追加、令元規則48・一部改正)

別記第9号様式の3(第10条の3関係)

<p>熱回収施設設置者認定証</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <p>(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。</p> <p style="text-align: center;">和歌山県知事 印</p>	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱 回 収 の 方 法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出ること。</p>

(日本産業規格 A列4番)

[別記第9号様式の4\(第10条の4関係\)](#)

(令3規則143・全改)

別記第9号様式の4(第10条の4関係)

熱回収施設休廃止等届出書	
年 月 日	
和歌山県知事	様
	届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
熱回収施設の設置の場所	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由
	年月日
廃止、休止又は再開したとき	理由 (廃止・休止・再開の別)
	年月日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容
	理由
	年月日
※事務処理欄	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第9号様式の5\(第10条の5関係\)](#)

(令3規則143・全改)

別記第9号様式の5(第10条の5関係)

<p>熱回収報告書</p> <p>年 月 日</p> <p>和歌山県知事 様</p> <p>報告者</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。</p>	
<p>認 定 の 年 月 日 号 及 び 認 定 番 号</p>	<p>年 月 日 第 号</p>
<p>年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率</p>	<p>%</p>
<p>備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。</p>	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第10号様式\(第11条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

(表)

一般廃棄物処理施設設置届出書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>	
和歌山県知事 様 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">届出者 住 所 氏 名</div>	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、 一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※届 出 の 年 月 日	
※届 出 番 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置	
△一般廃棄物処理施設の位置 構造等の設置 に関する計画 に係る 事項	一般廃棄物処理施設の処理方式 一般廃棄物処理施設の構造及び設備 処理に伴い生ずる排ガス及び排水 量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(裏)

△一般廃棄物処理施設の位置 構造等の設置 に関する計画 に係る 事項	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値 その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項
--	--

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)			
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)			
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> ※欄は記入しないこと。 一般廃棄物処理施設の種類については、し尿処理施設、焼却施設、最終処分場等の別を記入すること。 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 <ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。 都道府県知事が定める部数を提出すること。 			

[別記第11号様式\(第12条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>			
和歌山県知事		様	
届出者 住 所 氏 名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。			
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 の 年 月 日	年 月 日		
届 出 番 号			
変更の内容 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日		
使用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日		
※事 務 処 理 欄			

(日本産業規格 A列4番)

(裏)

※届 出 年 月 日	年 月 日
※届 出 番 号	
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。	

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 - 6 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
 - 7 知事が定める部数を提出すること。

[別記第11号様式の2\(第12条の2関係\)](#)
(令3規則143・全改)

(第1面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	
年 月 日	
和歌山県知事	様
	届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。</p>	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※届 出 の 年 月 日	年 月 日
※届 出 番 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
※事 務 処 理 欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	量	

関する 計画に 係る事 項	処理に伴 い生ずる 排ガス及 び排水	処理方法(排出の方法 (排出口の位置、排出 先等を含む。))を含 む。)	
	設計計算上達成することができる 排ガスの性状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷に関する数 値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造 等に関する事項		
△一般廃 棄物処 理施設 の維持 管理に 関する 計画に 係る事 項	排ガスの性状、放流水の水質等に ついて周辺地域の生活環境の保全 のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の 測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持 管理に関する事項		
汚泥等又 は焼却灰 等の処分 方法	特別管理一般廃 棄物以外の一般 廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃 棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法 に関する事項			

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株 額		住 所
	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合		
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日		

政令第4条の7に規定する使用人(届出者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住 所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 7 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 8 知事が定める部数を提出すること。

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書			
		年 月 日	
和歌山県知事		様	
		届出者	
		住所	
		氏名	
		(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
		電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。</p>			
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出の年月日		年 月 日	
届出番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日()時間$ $t/日()時間$ $m^3/時間$ $t/時間$
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

備考
1 ※欄は、記入しないこと。
2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。
(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の

- 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
 - 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
 - 6 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
 - 7 知事が定める部数を提出すること。

(第1面)

一般廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可申請書	
和歌山県知事	年 月 日
様	
申請者	
住 所	
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物施設の譲受け(借受け)の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等許可番号	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所 住
(法人である場合)		
(ふりがな)		

一般廃棄物処理施設設置者合併(分割)認可申請書 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>	
和歌山県知事	様
申請者 名 称 住 所 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併(分割)について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
①一般廃棄物処理施設の設置の場所	
②一般廃棄物処理施設の種類	
③許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人(分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人)の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤合併(分割)の方法及び条件	
⑥合併(分割)の理由	
⑦合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

(日本産業規格 A列4番)

⑧申請者			
(ふりがな) 名 称	住	所	
⑨役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 所	役職名・職階

法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
備 考			
1 ※欄は、記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

[別記第15号様式\(第16条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

再生利用個別指定業指定申請書

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を次のとおり申請します。

事業の範囲	再生輸送又は再生活用の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地		
再生利用の目的		
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力	
	再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
取引関係	排出者の住所及び氏名又は名称	
	再生活用業者の住所及び氏名又は名称	
	再生輸送業者の住所及び氏名又は名称	
	再生活用により得られる 有用物の利用方法	
事業開始予定年月日		年 月 日

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(日本産業規格 A列4番)

再生利用個別指定業指定証

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号の規定により、次のとおり産業廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたものであることを証明する。

年 月 日

和歌山県知事

印

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
事業の 範囲	業 種
	取 り 扱 っ 得 産 業 廃 棄 物 の 種 類
再 生 利 用 の 方 法	
取 引 関 係	排出事業者の住所及び氏 名又は名称
	再生活用、再生輸送業者の 住所及び氏名又は名称

(日本産業規格 A列4番)

再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生輸送又は再生活用の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
変 更 の 理 由			
変 更 に 係 る 再 生 利 用 の 方 法			
変 更 に 係 る 取 引 関 係			
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日		

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 取引関係を記載した書類
- 3 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 4 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- 5 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 6 申請者が個人である場合には、その住民票の写し

(日本産業規格 A列4番)

再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、産業廃棄物の再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日		
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由			
変 更 年 月 日	年 月 日		

(日本産業規格 A列4番)

再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第19条第3項の規定により産業廃棄物の再生利用個別指定業の事業の範囲の全部・一部の廃止について、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	
全部・一部の廃止年月日	年 月 日
廃止した事業の範囲	

(日本産業規格 A列4番)

別記第20号様式(第19条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般 廃棄物処理施設の特例措置届出書		
年 月 日		
和歌山県知事	様	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号		
産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5 第1項 第2項 の規定により、関係書類及び図面を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例措置について、届け出ます。		
産業廃棄物処理施設の設置の場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
産業廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 残余面積 m^2 残余埋立容量 m^3	
産業廃棄物処理施設の許可	産業廃棄物の種類	
	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	
	許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及びその種類ごとの処理量の見込み	一般廃棄物の種類	処理量の見込み
備考 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに行うこと。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による届出は、一般廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく行うこと。 3 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		

(日本産業規格 A列4番)

[別記第21号様式\(第20条関係\)](#)

(平20規則17・追加、平23規則17・令元規則48・一部改正)

別記第21号様式(第20条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般
廃棄物処理施設の特例措置届出受理書

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定による届出を受理しました。

和歌山県知事

印

産業廃棄物処理施設の設置場所		
産業廃棄物処理施設の種類		
処理する一般廃棄物の種類		
産業 廃棄物 処理 施設 の 許 可	許 可 年 月 日	年 月 日
	許 可 番 号	第 号
	許可に付された条件	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第22号様式\(第21条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

別記第22号様式(第21条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物 処理施設の特例措置変更(廃止)届出書	
年 月 日	
和歌山県知事 様	
届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、関係書類及び図面を添えて、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の特例設置届出の変更(廃止)について届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更等の内容	産業廃棄物処理施設の種類の変更
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の変更
	当該届出に係る一般廃棄物の処理事業の廃止
変更(廃止)年月日	年 月 日
備考 1 この届出書は、当該変更又は廃止の日から10日以内に、受理書を添えて提出すること。 2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。	

(日本産業規格 A列4番)

[別記第23号様式\(第22条関係\)](#)
 (令3規則143・全改)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事務所及び事業場の所在地		
事業内容	取り扱う廃棄物の種類	
	再生により得られる有用物の種類	
事業の用に供する施設	種 類	
	数 量	
	構造及び設備の概要	
経理的基礎に関する資料		

(日本産業規格 A列4番)

(裏面)

	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図3 法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本4 個人である場合には、その住民票の写し
--	---

添付書類及び図面	<p>1 個人である場合には、その住居兼のりし</p> <p>5 業務経歴を記載した書類</p> <p>6 法人である場合には、直前1年の事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>7 個人である場合には、直前1年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</p> <p>8 事務所及び事業場の付近の地図</p> <p>9 その他知事が必要と認める書類</p>
<p>※ 手数料欄</p>	

[別記第24号様式\(第23条関係\)](#)

(平20規則17・追加、令元規則48・一部改正)

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項に規定する廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明します。

年 月 日

和歌山県知事

印

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
事 業 場 の 所 在 地	
廃棄物の再生に係る事業の内容	

(日本産業規格 A列4番)

別記第25号様式(第24条関係)

廃棄物再生事業者登録事項変更届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、廃棄物再生事業者の登録を受けた事項について次のとおり変更したので届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日		
登 録 番 号	第 号		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

(日本産業規格 A列4番)

[別記第26号様式\(第25条関係\)](#)
(令3規則143・全改)

別記第26号様式(第25条関係)

廃棄物再生事業者登録事業場廃止
(休止、再開)届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第21条の規定により、廃棄物再生事業に係る事業場を廃止(休止、再開)したので、届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
事 業 場 の 所 在 地	
廃 止	(期日) 年 月 日 (理由)
休 止 の 期 間	(期日) 年 月 日から 年 月 日まで (理由)
再 開	(期日) 年 月 日

(日本産業規格 A列4番)

別記第27号様式(第27条関係)

許可証・指定証・登録証明書・認定証再交付申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第27条第1項の規定により、次のとおり申請
します。

許可証、指定証、登録証明書又は認定証の名称	
許可年月日及び許可番号、指定年月日及び指定番号、登録年月日及び登録番号又は認定年月日及び認定番号	
再交付申請の理由	

添付書類

許可証、指定証、登録証明書又は認定証(紛失した場合を除く。)

(日本産業規格 A列4番)